



平成 30 年 11 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社ビットワングループ  
 代表者名 代表取締役社長 高橋 秀行  
 (コード番号 2338 東証第二部)  
 問合せ先 取締役管理部長 村山 雅経  
 T E L 03-5360-8998 (代表)

### 第三者割当による第 8 回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 11 月 5 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される第 8 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）について決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 募集の概要

##### (1) 新株予約権発行の概要

|                  |   |
|------------------|---|
| (1) 割当日          | 平成 30 年 11 月 5 日  |
| (2) 新株予約権の総数     | 14,000 個  |
| (3) 発行価額         | 総額 9,576,000 円<br>(新株予約権 1 個当たり 684 円)  |
| (4) 当該発行による潜在株式数 | 1,400,000 株   |
| (5) 資金調達の額       | 692,776,000 円<br>(内訳)<br>新株予約権発行分 9,576,000 円<br>新株予約権行使分 683,200,000 円<br>上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。 |
| (6) 行使価額         | 1 株当たり 488 円  |
| (7) 割当方法及び割当予定先  | 第三者割当の方法により、KINGDOM CAPITAL RESOURCES LIMITED に 14,000 個を割り当てます。  |

|         |  |
|---------|--|
| (8) その他 | <p>①譲渡制限<br/>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>②取得条項<br/>本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、当社は取締役会において本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>③その他<br/>前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p> |
|---------|--|

(注) 末尾に本新株予約権の発行要項を添付しております。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達目的及び理由

当社グループは、平成29年8月25日付「子会社の異動（株式譲渡）及び特別損益の発生並びに業績予想の修正に関するお知らせ」及び平成30年3月23日付「子会社の異動（出資持分の譲渡）及び特別利益発生に関するお知らせ」で開示したように、不採算であった連結子会社である株式会社ピーアール・ライフ（以下、「PRL」といいます。）及びPlurecil Holdings Limited（以下、「PHL」といいます。）の売却などを通じて経営資源の集中と平成30年3月6日付「第三者割当による第7回新株予約権の募集並びに第6回新株予約権の資金使途変更並びに第5回新株予約権及び第6回新株予約権の一部譲渡に関するお知らせ」で開示したように第三者割当による増資などを通じて財務体質の改善などを図ることにより、企業体としてより強固な基盤を築くべく、積極的な活動を行ってまいりました。これまではスマートフォンアプリの構築をコア事業として運営をしてまいりましたが、近年の競争環境の激化を鑑み、事業ポートフォリオの再構築に注力し、新規事業として平成30年3月より開始したフィンテック事業（仮想通貨交換所運営事業、仮想通貨の採掘（マイニング）事業：※1）の立ち上げに努めてまいりました。

しかしながら、経営資源の集中に伴うPRL売却に伴い、前第2四半期連結累計期間において売上高全体の24.1%を占めていたメディアソリューション事業から撤退し、また、PHL売却に伴いアイラッシュケア事業の売上減となったこと、及びフィンテック事業がまだ立ち上げ当初であることから大きな売上の計上には至っておらず、販売管理費などのコストが先行し収益へ寄与できておりません。

この結果、当第2四半期連結累計期間につきましては、売上高354百万円（前年同期比43.7%減）、営業損失164百万円（前年同期は45百万円の営業損失）、経常損失205百万円（前年同

期は53百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する四半期純損失157百万円(前年同期は89百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失)となりました。

現状、当社グループは、フィンテック事業において、当社子会社である株式会社ビットワン(以下、「ビットワン」といいます。)にて、平成29年8月より、日本国内における仮想通貨交換事業の開始に対する取り組みを進めております。また、当社子会社である株式会社マイニングワン(以下、「マイニングワン」といいます。)にて、平成30年3月より仮想通貨の採掘(マイニング)事業を開始しており、加えて、当社孫会社であるBIT ONE HONG KONG LIMITED(以下、「ビットワン香港」といいます。)においては平成30年6月より仮想通貨交換所である「BitOne Trade HK」を開設し運営を進めております。

さらに、平成30年7月30日付「子会社によるシンガポールにおける仮想通貨取引所運営に向けた検討の開始及びグループ組織再編に関するお知らせ」の中で開示したように、当社グループは、「仮想通貨交換所のグローバル展開」の一環として、香港に続き、シンガポールにおける仮想通貨交換所の開設の検討を開始いたしました。

検討の内容としては、今後、シンガポールにおいて利用する仮想通貨交換所システムの概要の決定、開設までの具体的なスケジュールの立案及び事業計画の具体化等でしたが、検討の結果、仮想通貨交換所システムに関しては、効率性を重視し新規に開発するのではなく、当社グループが香港で利用しているシステムを転用することや、正式な開設時期は未定となりますが、平成30年12月中のシンガポールにおける仮想通貨交換所の開設に向け、具体的なスケジュール及び事業計画を決定し、シンガポールにおける仮想通貨交換所の開設に向け取り組みを進めております。

シンガポールの仮想通貨交換所の開設・運営に関しては、平成30年2月に設立した当社子会社であるFASTEPS SINGAPORE PTE. LTD.(以下、「ファステップスシンガポール」といいます。)が行うこととしております。さらに仮想通貨交換所運営事業における経営資源の効率化や税制メリットの享受のため、当社子会社であるビットワンが保有していたビットワン香港の全持分を平成30年8月にファステップスシンガポールへ異動し、ファステップスシンガポールが香港を含む海外における仮想通貨交換所運営を一元的に管理運営し中心的に取り組むを進めてまいります。

当社グループのシンガポールにおける仮想通貨交換事業の開始のためには、仮想通貨交換所システムの開発費用(サーバの構築費用やビットワン香港にて運営している仮想通貨交換所の仮想通貨の売買情報を共有するためのシステム構築等)に関する費用等)や、運転資金等の調達が不可欠となります。

本第三者割当増資は、上記に掲げる新規事業のさらなる成長の実現に向け、また、当第2四半期連結累計期間にかかる営業キャッシュ・フローが△143百万円であり、それに伴い、当第2四半期連結累計期間の期末における現金及び現金同等物残高も17百万円減少していることに鑑み、自己資金で必要資金を賄いきれないことから、資金調達の必要性が生じたことにより本新株予約権を発行するものであります。

上記に加えて、本新株予約権の発行により、自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることも可能となります。当社はグループ内の再編を図ると共に、有利子負債の削減等による財務体質の改善を図ってまいりました。結果、自己資本比率は平成31年2月期第2四半期連結累計期間において、平成30年2月期末と比較し69.7%から84.0%になりました。ただし依然として当社グループにおける営業赤字は継続しており、フィンテック事業の拡充と並行して継続した財務体質の補強は課題とされています。

上記、フィンテック事業資金の調達並びに財務体質の継続した健全化を同時に実施するため、第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

尚、当社が平成 30 年 3 月に発行した第 7 回新株予約権につきましては、現状、調達予定資金 2,000 百万円のうち、発行新株予約権数に対し 20.2%である 404 百万円が権利行使されており、調達した資金は、マイニングワンへの貸付へ 194 百万円、ビットワンへの増資に 209 百万円を充当しております。

第 7 回新株予約権の権利未行使部分につきましては、権利行使がなされれば、予定されている資金使途（当社子会社（株式会社マイニングワン）への貸付金：1,164 百万円、当社孫会社（BIT ONE HONG KONG LIMITED）への貸付金：300 百万円）に順次充当していく方針です。現時点の株価水準では行使可能性は低いものとなりますが、取得消却する場合には当社の資金負担を要することから取得償却等は現時点では実施することなく、株価が現状のままである場合には、改めて取得消却については検討を行う予定であります。尚、株式会社マイニングワンへの貸付金に関しては、マイニング機材の増設のために充当する資金ですが、現在、既に一部のマイニング機材は、購入済みであり、ある程度の規模で稼働が行われていること、また、BIT ONE HONG KONG LIMITED への貸付金は、同社でのマーケティング費用及び人件費等に充当するものですが、現状の状態でも運営が可能であることから、第 7 回新株予約権の権利未行使部分を本第三者割当増資の資金使途に含む必要はないものと判断しております。

(※1) マイニング（採掘）とは、ネットワーク上に存在する取引データの固まり（ブロック）の整合性を確保するための承認作業のことであり、最も早く承認できたものに対しては、当該仮想通貨が報酬として支払われます。

#### (2) 当該資金調達の方法を選択した理由

本第三者割当は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本第三者割当の決定に際し、本第三者割当と他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、以下に掲げる理由により、現時点の当社における資金調達方法として、第三者割当による本新株予約権発行による資金調達が、最も合理的と考えられるものと判断いたしました。

① 金融機関等からの間接金融による資金調達は現状の当社の財務内容では融資の実施は難しいという返答がなされたこと。

② 公募増資については、当社の財政状態及び経営成績、株価動向、株式流動性等から判断した場合には、主幹事証券を選定して実施することは現実的ではないこと。

③ 株主割当増資といった広く出資者を募る方法においては、調達する金額が明確ではなく、必要とする金額の調達が困難となることが予想されること。

④ 当社は、新規事業拡大に伴い、時期を失しないよう早急、確実かつ機動的に確保する必要があること。したがって、事前準備と募集期間に一定の時間を必要とする公募増資及び株主割当増資は必ずしも機動的とは言えず、今回の資金調達の方法として適さないこと。

⑤ 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

⑥ いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミット

メント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があること。またノンコミットメント型ライツ・イシューにつきましても、上記③の株主割当増資と同様に、割当先である既存株主の参加率が不透明であることから、十分な額の資本を調達できるかどうか不透明であり、当社のニーズに適さないと判断されたこと。また、東京証券取引所有価証券上場規程の新株予約権に係る上場基準により、最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がない場合には実施できないとされており、当社はかかる基準を満たしていないこと。

また、本資金調達は、本新株予約権の発行により行われるものでありますが、本新株予約権の行使期間内にその全部または一部につき行使が行われない場合には、本新株予約権の行使による調達額及び差引手取概算額は減少することから、資金調達の確実性という観点からは、新株式乃至は新株予約権付社債の発行で当社が必要とする資金の調達を行うことが望ましいと言えます。

しかしながら、当社が割当予定先との間で行った協議の中で、割当予定先より、新株式や新株予約権付社債ではなく、当社の事業の進捗に応じて新株予約権を行使する本新株予約権で引受けを行いたいとの提案を受けたことによるものであります。その調達の一部が、行使可能期間の間に随時行使が行われて資金が調達される本新株予約権であっても、これまでの割当予定先の当社発行の新株予約権については、当社の株価が、行使価額以上であれば適時に行使を行っていただいている実績を鑑み、当該目的は達成可能であると考えております。

また、割当予定先からも、当社資金需要が新規事業への資金であることから、事業の進捗状況と株価動向を勘案しつつ本新株予約権を行使し、当社の資金需要に応じて行使する旨の意向表明が口頭でありました。

#### (本新株予約権の特徴)

本新株予約権の特徴は、次のとおりであります。

##### <メリットとなる要素>

- ① 本新株予約権は、発行当初から行使価額は488円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から1,400,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ② 本新株予約権には、上述「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日を決議することができます。
- ③ 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する旨の制限が付されております。

##### <デメリットとなる要素>

- ① 本新株予約権の行使が進んだ場合、1,400,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。
- ② 当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず当社の予定する資金調達が十分に行えない可能性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| ① 払込金額の総額       | 692,776,000 円 |
| (内訳)            |               |
| (ア) 第8回新株予約権の発行 | 9,576,000 円   |
| (イ) 第8回新株予約権の行使 | 683,200,000 円 |
| ② 発行諸費用の概算額     | 10,591,200 円  |
| ③ 差引手取概算額       | 682,184,800 円 |

※1. 本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況による影響を受けます。そのため、上記の差引手取概算額は将来的に変更される可能性があります。下記「(2) 調達する資金の具体的な使途」記載の調達資金の充当内容については、実際に調達する差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する可能性があります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額には、登記費用（登録免許税を含む）2,391,200 円、割当予定先等調査費用 200,000 円、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号 代表 能勢元）に対する①新株予約権価格算定費用 2,000,000 円及び②有価証券届出書、開示資料等作成費用 6,000,000 円（内訳：開示資料作成サポート業務 2,500,000 円、関係当局への対応サポート業務 2,000,000 円、リーガルサポート業務 1,500,000 円）からなり、10,591,200 円を予定しております。なお、発行諸費用の内訳については概算額であり、変動する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

a. 新株予約権による調達資金の具体的な使途及び支出予定時期

| 手取金の使途   | 金額(千円)          | 充当予定時期    |
|--|-----------------|-----------|
| 当社子会社 (FASTEPS SINGAPORE PTE. LTD.) への貸付金<br>(当社子会社における資金使途) | 682,184<br>上記内訳 | 平成30年11月～ |
| ①新規顧客への認知度向上に向けたマーケティングコスト                                   | ① 482,184       | 平成33年10月  |
| ②システム費用や販売管理費等といった運転資金                                       | ② 200,000       |           |

- (注) 1. 調達した資金は、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座で保管する予定であります
2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、事業規模を縮小して、当初予定する事業を継続する予定です。
3. 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

4. 支出の優先順位は、①新規顧客への認知度向上に向けたマーケティングコスト150,000千円、②システム費用や販売管理費等といった運転資金200,000千円、①新規顧客への認知度向上に向けたマーケティングコスト332,184千円となっております。尚、①新規顧客への認知度向上に向けたマーケティングコスト482,184千円を150,000千円と332,184千円にわけ、150,000千円部分の優先順位を高くしたのは、シンガポールでの仮想通貨交換所のスタートアップの際に最低限必要な口座数を獲得することを優先するためです。

本第三者割当により調達される手取金の使途のより具体的な内容につきましては、以下のとおりです。

当社子会社（FASTEPS SINGAPORE PTE. LTD.）への貸付金

当社は、平成30年2月21日に、当社子会社であるファステップスシンガポールを設立し、シンガポールにて仮想通貨交換所の開設を予定しています。香港も含めて海外における仮想通貨交換業はファステップスシンガポールに一元化するため、ビットワン香港の持分もファステップスシンガポールへ移動し、ビットワン香港をファステップスシンガポールの傘下としております。

仮想通貨取扱いの全面禁止など、各国の昨今の仮想通貨交換業に対する法制度の不安定性等を勘案すれば、仮想通貨交換所のシンガポールでの開設により、複数の国に跨って仮想通貨交換所を運営することが出来れば、突如として、各国の法制度の急な変更等により仮想通貨交換所の運営が困難になるなどのいわゆるカントリーリスクの低減に繋がることに加え、当社グループの「仮想通貨交換所のグローバル展開」を明確化するものです。

加えて、シンガポールでの仮想通貨交換所の開設にあたっては、当社グループが香港で利用している仮想通貨交換所システムを転用することが可能であると見込んでいることから経営資源を効率的に活用できると考えております。

尚、シンガポールにおける仮想通貨交換所の開設予定時期は、当社グループが香港において仮想通貨交換所を開設した際の仮想通貨交換所システム導入の準備の工程や過程（システムの構築やセキュリティの拡充及びブロックチェーンへの繋ぎこみ等）を踏まえ、平成30年12月中の開設を目指しております。

日本国内における仮想通貨交換所も続々と海外へ進出しており、今後も競争が激化することが予想されます。「BitOne Trade HK」の開設時に事前のマーケティングが十分ではなかったこともあり、平成30年10月現在、顧客口座数（申込受付中を含む）は約5,000口座であり、取引量も想定を下回ることから未だ売上高も少ない状況であります。

本件事業の成功に関しては仮想通貨交換所開設時における新規顧客へのマーケティングと開設後の継続的なマーケティングを一定期間かつ、一定程度かけることが本件事業の成否において重要であると考えております。このため新規顧客への認知度向上に向けたマーケティングコストとして向こう3年間で482百万円を充当することを見込んでおります。マーケティングに関しては、一部は取引参加者の獲得に向け仮想通貨交換所の開設前及び開設時に支出し、東南アジア、東アジア、南アメリカ地域を対象といたします。対象地域の選定に関しては、当社が独自に、世界の取引高トップ30に入っている仮想通貨交換所の平成30年6月から9月にかかるランキングの推移を分析したところ、ランキングの急激な上昇が生じている仮想通貨交換所は、東南アジア、東アジア及び南アメリカ地域からのアクセス数の増加率が高かったため、当該地域を選定したものです。また、マーケティングの内容としては、Web広告だけではなく、各国のマーケティングエージェントとパートナーシップを形成し、各国の特色に則した効果的な媒体を選択・提案してもらうことにより、最小限のコストで最大の効果を生むようなマーケティング戦略を形成いたしま

す。そのため、Web 広告費用の他、各国のマーケティングエージェントに対する手数料や、媒体への掲載費、また広告素材の作成費などに本第三者割当増資に係る資金を充当いたします。また、新規口座開設に伴う仮想通貨のエアードロップ（無償配布）等の実施も行ってまいります。そのため、エアードロップのためのアルトコインの購入に資金を充当いたします。仮想通貨交換所の国際的な競争が激化する中で、事業の収益化を目指すためには、一定数以上の顧客口座数を確保することは、必須であり、その意味でマーケティングは非常に重要な位置づけであると認識しております。

さらに、ファステップスシンガポールのシステム費用や販売管理費等といった運転資金として平成 32 年 2 月までに、200 百万円を充当すること予定しております。シンガポールの仮想通貨交換所システムは、ソフトウェア部分等の一部については、香港で利用しているシステムを転用いたしますが、サーバの構築費用や、ビットワン香港にて運営している仮想通貨交換所の仮想通貨の売買情報を共有するためのシステム構築等に関しての費用が発生するものです。

なお上記に記載のマーケティングコスト並びに運転資金については、当社より本新株予約権の行使による調達範囲内で投資を行う予定であり、ファステップスシンガポールへの貸付を通じて資金充当を行う予定です。ファステップスシンガポールは貸付による調達がなされ次第、平成 30 年 11 月～平成 33 年 10 月の期間において随時本資金使途へ充当を行う予定です。

当社グループの運営する仮想通貨交換所は、現在のところ、法定通貨の取扱いを行っておらず、シンガポールに開設する仮想通貨交換所に関しても、当初は、仮想通貨同士の取引に留まりますが、シンガポールの法制度上、シンガポールの仮想通貨交換所は、3～4ヶ月程度の審査期間で金融ライセンスの取得が可能であり、当該金融ライセンスを取得することで、法定通貨の取扱いが可能となります（但し、法定通貨を取り扱うためには、システム対応や銀行口座との繋ぎ込み等のシステム等への対応期間が別途かかります。）。仮想通貨交換所は、法定通貨が扱えるか扱えないかで、大きな違いがあり、当然法定通貨に換金可能な法定通貨を扱える仮想通貨交換所を運営することは、法定通貨を扱えない仮想通貨交換所と比較すると優位性があると考えられます。何故なら、現状、仮想通貨の使用用途は限定的であることから、仮想通貨の投資家であっても、自らの保有する仮想通貨を法定通貨に換金する必要が生じるためです。また、シンガポールの仮想通貨交換所の開設により、当社グループは、香港とシンガポールの 2 拠点で仮想通貨交換所の運営を行うこととなるため、仮想通貨交換所システムの転用や運営ノウハウ・資源の共有などを行うことができることから、コスト低減による収益向上に繋がることに加え、各国の急激な法制度の改正等による仮想通貨交換所の運営が困難になるなどのリスク低減に繋がると考えております。更に、本第三者割当による調達資金のうち、482 百万円をマーケティングコストとして充当することによって、顧客口座数の獲得につながると考えており、これは当社グループの将来的な売上増加に寄与することが期待されます。当社は、以上のような観点から、本第三者割当増資が、企業価値並びに株主価値の向上に繋がるものと考えております。

尚、当社グループでシンガポールに開設する仮想通貨交換所においては、香港の仮想通貨交換所との売買情報の共有を行う予定であり、流動性の高い仮想通貨交換所を目指して参ります。

注) シンガポールに仮想通貨交換所を開設することに関して、当社が委託した現地リーガルアドバイザーによるシンガポール現地当局への確認によれば、当初は、法定通貨を取り扱わない予定でございますので、現状、シンガポールの法制度上、許認可の取得は必要ございません。法定通貨を取り扱うには、必要な金融ライセンスの取得、シンガポール現地のリーガルアドバイザーを通しての当局への確認等が必要となります。



#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達する資金は、上記「3. (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載に従い充当を予定しております。これらの資金使途は、上記「3. (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載のとおり、企業価値及び株主価値を向上させると判断しているため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により調達する資金の使途には、合理性があると判断しております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先との協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日（平成30年11月2日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である488円を基準株価として以下のとおりとしました。

##### ①本新株予約権

第8回新株予約権の発行価額については、第8回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による評価書による算定結果（本新株予約権1個につき684円）を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を同額の684円といたしました。

今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、当社株価488円（平成30年11月2日の終値）、行使価額488円、ボラティリティー66.74%（平成27年8月～平成30年10月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間3年、リスクフリーレート $\Delta$ 0.119%（評価基準における中期国債レート）、取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権1個につき684円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成30年11月2日の東京証券取引所における当社普通株式の終値488円といたしました。

なお、行使価額488円は、当該直前営業日までの1か月間の終値平均480円に対する乖離率は1.67%のプレミアム、当該直前営業日までの3か月間の終値平均588円に対する乖離率は17.01%のディスカウント、当該直前営業日までの6か月間の終値平均833円に対する乖離率は41.42%のディスカウントとなっております。

行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使可能期間最終日（平成33年11月20日）に時価が行使価額以上である場合には残存する第8回新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。具体的には、行使期間中において、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにもかかわらず発行体の任意による第8回新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは第8回新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。

iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり5,190株（最近3年間の日次売買高の中央値である51,900株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付に伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

iv. その上で、当社は第8回新株予約権の公正価値（1個当たり684円）と第8回新株予約権の払込金額を比較し、同額であることから特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社は、本新株予約権に係る有価証券届出書や適時開示資料の作成等の業務委託を行っている先である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に対し、第三者機関としての本新株予約権の価値算定の業務委託を行っていますが、この点を踏まえても、当社監査等委員会は、当社における利害関係は有価証券届出書や適時開示資料の作成等の業務委託のみで、継続的な取引がなく、限定的であり、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額以上の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

そして、当社取締役会においては、監査等委員会から上記意見表明についての説明を受け、取締役全員の賛同のもと、本新株予約権の発行を決議しております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は、1,400,000株、議決権個数は14,000個であり、当社発行済株式総数7,081,987株（議決権個数70,424個）を分母とする希薄化率は19.77%（議決権の総数に対する割合は19.88%）となります。しかしながら本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

また、割当予定先は本新株予約権を行使して取得した当社株式1,400,000株を中長期保有ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場で売却する方針ですが、当社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は434,534株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は170,401株、直近1か月間の1日当たりの平均出来高は434,534株、となっており、一定の流動性を有しております。また、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数1,400,000株を本新株予約権の行使期間である3年間（245日/年営業日で計算）で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は5,714株（小数点以下切捨て）となり、上記直近6か月間の1日当たりの平均出来高の1.32%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の3.35%、直近1か月間の1日当たりの平均出来高の4.26%となるため、本資金調達が及ぼす株価への影響は限定的であると考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

以上の考察により、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、本第三者割当による募集規模は、合理的であると判断しました。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(平成30年2月28日現在)

|                              |  |  |                |
|------------------------------|--|--|----------------|
| ① 名 称                        | KINGDOM CAPITAL RESOURCES LIMITED                                    |  |                |
| ② 本店所在地                      | 263 Main Street P.O.BOX 2196 Road Town Tortola British Virgin Island |  |                |
| ③ 代表者の役職・氏名                  | Director 西浜 大二郎  |  |                |
| ④ 事業内容                       | 投資業  |  |                |
| ⑤ 資本金                        | 1 USD  |  |                |
| ⑥ 設立年月日                      | 平成16年6月1日  |  |                |
| ⑦ 決算期                        | -  |  |                |
| ⑧ 発行済株式数                     | 1株   |  |                |
| ⑨ 従業員数                       | 2名   |  |                |
| ⑩ 主要取引先                      | 該当なし   |  |                |
| ⑪ 主要取引銀行                     | Standard Chartred  |  |                |
| ⑫ 大株主及び持株比率                  | 西浜 大二郎 100.0%  |  |                |
| ⑬ 当社との関係等                    | 資本関係   | 当社株式を 73,000 株保有しています。   |                |
|                              | 人的関係   | 当社と当該会社との間には 人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、人的関係はありません。 |                |
|                              | 取引関係   | 当社と当該会社との間には 取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、取引関係はありません。 |                |
|                              | 関連当事者への該当状況  | 該当事項はありません。  |                |
| ⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：(千円)) | 平成27年度<br>(注1)   | 平成28年度<br>(注1)   | 平成29年度<br>(注1) |
| 決 算 期                        |  |  |                |
| 純 資 産                        | -  | -  | -              |
| 総 資 産                        | -  | -  | -              |
| 1 株 当 たり 純 資 産               | -  | -  | -              |
| 売 上 高                        | -  | -  | -              |
| 営 業 利 益                      | -  | -  | -              |
| 経 常 利 益                      | -  | -  | -              |
| 当 期 純 利 益                    | -  | -  | -              |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益           | -  | -  | -              |
| 1 株 当 たり 配 当 金               | -  | -  | -              |

注1) 平成27年度、平成28年度、及び平成29年度の決算数値につきましては、割当予定先の本店

所在地を管轄します British Virgin Island の国内法では、決算申告が免除されていることから、決算書を作成していません。

※当社は、割当予定先が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）である事実、暴力団等が割当先の経営に関与している事実、割当先、当該割当先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当先、当該割当先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実はないことを証する確認書を割当予定先より受領しました。

また、独自に第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂二丁目8番11号、代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼し、同社より当該割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等についても暴力団等との関わりを示す情報などはなく、暴力団等との関わりのあるものではないと判断される旨の調査報告書を受領しました。以上の方法により、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

#### （2）割当予定先を選定した理由

当社は、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする第三者割当による新株式、新株予約権、新株予約権付社債及び行使価額修正条項付新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討してまいりました。

このような状況のなかで、平成30年3月に当社が行った第三者割当による第7回新株予約権の募集時にも割当先について相談した当社の株主である KINGDOM CAPITAL RESOURCES LIMITED の西浜大二郎氏へ平成30年9月初旬頃、当社代表取締役高橋秀行が、資金調達の相談を行ったところ、同氏より本新株予約権の引き受けに係るスキーム及び条件の提示を口頭で受けました。西浜氏より提示されたスキーム及び条件は、当社の業績を勘案すると新株式発行で引き受けることは難しいため、新株予約権のみで引き受けるというものでありました。

当社としては、本件の主たる資金使途が当社グループのマーケティング費用であり、支出時期が段階的になることを勘案した結果、当該案件は段階的に資金調達ができ、一度に大幅な希薄化が生じることを回避できると考えられることから新株予約権のみを割り当てる方法での資金調達を更に具体的に検討するため、西浜氏と当社代表が平成30年9月に面会し、詳細な条件の交渉を致しました。

当該提案を含め他の資金調達方法についても検討した結果、割当予定先より提案を受けた本第三者割当による資金調達方法が、当社株価や既存株主の利益に十分に配慮しつつ必要資金を確実に調達したいという当社の資金ニーズに合致していると判断し、本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

#### （3）割当予定先の保有方針

割当予定先とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、割当予定先からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨、口頭にて意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場への影響を勘案することを前提に、株価の推移を見ながら売却していく方針であると伺っております。

#### （4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権に係る払込みについて、当該割当予定先を名義人とする銀行預金口座の残高証明書を受領し、平成30年10月9日時点の残高証明書にて、本新株予約権の発行に係る資金について

ては、資金面で問題がないことに加え、当該資金が全額自己資金であることを西浜氏より口頭にて確認しています。当社においても過去発行した第6回新株予約権の行使請求ならびに、大量保有報告書における売却の実績を鑑み、割当予定先の自己資金であると判断しております。現時点における預金残高（648,696,737円）からすると本新株予約権のすべてを行使できないものの、本新株予約権の行使により、取得した株式を段階的に売却し、当該売却により獲得した資金を本新株予約権の行使に充当するという事を割当予定先から確認しており、当社としましても十分であると判断いたしました。

#### 7. 募集後の大株主及び持株比率

| 募集前（平成30年8月31日現在）                                       |       |
|---|-------|
| 遠南企業股分有限公司<br>（常任代理人 NKサービス合同会社）                        | 4.26% |
| ハートインベストメント株式会社   | 4.13% |
| サクラプロパティーズ株式会社  | 3.65% |
| 古西 大輔   | 2.17% |
| 明和証券株式会社  | 1.51% |
| 株式会社フィールドオブドリームズ  | 1.28% |
| 安田健康産業株式会社  | 1.21% |
| 日本証券金融株式会社  | 1.19% |
| KINGDOM CAPITAL RESOURCES LIMITED<br>（常任代理人 NKサービス合同会社） | 1.04% |
| 鵜野 敦  | 1.02% |

※1. 今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。

なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る権利行使後の所有株式数は1,473,000株、総議決権数に対する所有議決権数の割合は、17.45%となります。

※2. 持株比率は、総議決権数に対する所有議決権数の割合であり、小数点以下第3位を四捨五入しております。

※3. 上記募集前の大株主の状況は平成30年8月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

#### 8. 今後の見通し

本第三者割当による平成31年2月期の通期業績に与える影響は軽微であると考えておりますが、今後修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①本株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東証の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

|              | 平成28年2月期 | 平成29年2月期 | 平成30年2月期 |
|--------------|----------|----------|----------|
| 連結売上高        | 9,322百万円 | 4,955百万円 | 1,034百万円 |
| 連結営業利益       | 144百万円   | △316百万円  | △187百万円  |
| 連結経常利益       | 22百万円    | △289百万円  | △198百万円  |
| 連結当期純利益      | 21百万円    | △459百万円  | △515百万円  |
| 1株当たり連結当期純利益 | 6.55円    | △120.98円 | △97.89円  |
| 1株当たり配当金     | －円       | －円       | －円       |
| 1株当たり連結純資産   | 210.53円  | 137.27円  | 86.81円   |

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成30年11月5日現在）

|                         | 株式数        | 発行済株式数に対する比率 |
|-------------------------|------------|--------------|
| 発行済株式数                  | 7,081,987株 | 100.00%      |
| 現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数 | －          | －            |
| 下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数 | －          | －            |
| 上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数 | －          | －            |

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

|    | 平成28年2月期 | 平成29年2月期 | 平成30年2月期 |
|----|----------|----------|----------|
| 始値 | 403円     | 239円     | 447円     |
| 高値 | 660円     | 462円     | 1,050円   |
| 安値 | 199円     | 236円     | 288円     |
| 終値 | 246円     | 440円     | 987円     |

② 最近6か月間の状況

|    | 5月     | 6月     | 7月     | 8月   | 9月   | 10月  |
|----|--------|--------|--------|------|------|------|
| 始値 | 1,484円 | 1,878円 | 707円   | 792円 | 733円 | 618円 |
| 高値 | 1,965円 | 2,000円 | 1,022円 | 810円 | 733円 | 623円 |
| 安値 | 1,336円 | 690円   | 538円   | 588円 | 544円 | 366円 |
| 終値 | 1,898円 | 713円   | 778円   | 703円 | 615円 | 408円 |

③ 発行決議日前営業日における株価

|    | 平成30年11月2日 |
|----|------------|
| 始値 | 411円       |
| 高値 | 488円       |
| 安値 | 411円       |
| 終値 | 488円       |

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当増資による第5回新株予約権発行

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 割当日                          | 平成28年8月24日                                 |
| 発行新株予約権数                     | 40個  |
| 発行価額                         | 総額 3,063,200円<br>(新株予約権1個当たり 76,580円)      |
| 発行時における調達予定資金の額<br>(差引手取概算額) | 212,863,200円                               |
| 割当先                          | 勝山 博文 (800,000株)                           |
| 募集時における発行済株式数                | 3,343,500株                                 |
| 当該募集における潜在株式数                | 800,000株                                   |
| 現時点における行使状況                  | 行使株式数 3,343,500株<br>(残新株予約権数 0株 行使価額 271円) |
| 現時点における調達した資金の額<br>(差引手取概算額) | 212,863,200円                               |
| 発行時における当初の資金使途               | ①M&A及び業務提携の資金                              |
| 発行時における支出予定時期                | ①M&A及び業務提携の資金：平成28年9月～平成31年8月              |
| 現時点における資金の充当状況               | ①M&A及び業務提携の資金 25,920千円                     |

(注) 第5回新株予約権の一部につきましては、平成29年12月18日に割当先である勝山博文から KINGDOM CAPITAL RESOURCES LIMITED (以下「Kingdom」といいます。)に新株予約権の譲渡が行われました。

②第三者割当増資による第6回新株予約権および第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行  
【第6回新株予約権】

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 割当日                          | 平成28年10月27日   |
| 発行新株予約権数                     | 60個   |
| 発行価額                         | 総額 5,859,600円<br>(新株予約権1個当たり 97,660円)                   |
| 発行時における調達予定資金の額<br>(差引手取概算額) | 343,059,600円  |
| 割当先                          | BMI (Japan) Investment Holdings Limited<br>(1,200,000株) |
| 募集時における発行済株式数                | 3,343,500株  |
| 当該募集における潜在株式数                | 1,200,000株  |
| 現時点における行使状況                  | 行使株式数 1,200,000株<br>(残新株予約権数 1株 行使価額 281円)              |
| 現時点における調達した資金の額<br>(差引手取概算額) | 343,059,600円  |
| 発行時における当初の資金使途               | ①アイラッシュケア事業を含む総合美容事業のグローバル展開資金                          |
| 発行時における支出予定時期                | ①アイラッシュケア事業を含む総合美容事業のグローバル展開資金：平成28年11月～平成31年10月        |

|                |  |
|----------------|--|
| 現時点における資金の充当状況 | ①マイニング事業資金 313,059 千円<br>②エムアンドケイ株式会社の株式譲渡代金弁済 30,000 千円 |
|----------------|--|

(注) 第6回新株予約権の一部につきましては、平成29年2月20日に割当先であるBMI (Japan) Investment Holdings Limited (以下、「BMI」といいます。) からKingdomに新株予約権の譲渡が行われました。

**【第1回無担保転換社債型新株予約権付社債】**

|                |  |
|----------------|--|
| 割当日            | 平成28年10月27日  |
| 資金調達額          | 388,000,000 円  |
| 転換価額           | 281 円  |
| 募集時における発行済株式数  | 3,343,500 株  |
| 割当先            | BMI (Japan) Investment Holdings Limited  |
| 当該募集における潜在株式数  | 1,423,487 株  |
| 発行時における当初の資金使途 | ①アイラッシュケア事業を含む総合美容事業のグローバル展開資金<br>②運転資金  |
| 発行時における支出予定時期  | ①アイラッシュケア事業を含む総合美容事業のグローバル展開資金:平成28年11月～平成29年4月<br>②運転資金:平成28年11月～平成29年2月      |
| 現時点における資金の充当状況 | ①運転資金 18,000 千円<br>②金融機関への借入金返済 100,000 千円<br>③エムアンドケイ株式会社の株式譲渡代金弁済 270,000 千円 |

(注) 第三者割当による第6回新株予約権および第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行にて調達しました資金につきましては、平成28年12月19日、平成29年5月30日、平成29年12月18日、平成30年3月6日にそれぞれ公表しました通り、資金使途、及び支出時期の変更をいたしております。

平成28年12月19日公表

「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る資金使途および支出時期変更のお知らせ」

平成29年5月30日公表

「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る資金使途および支出時期変更のお知らせ」

平成29年12月18日公表

「第6回新株予約権および第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る資金使途および支出時期変更のお知らせ」

平成30年3月6日公表

「第三者割当による第7回新株予約権の募集並びに第6回新株予約権の資金使途の変更並びに第5回新株予約権及び第6回新株予約権の一部譲渡に関するお知らせ」

③第三者割当増資による第7回新株予約権発行



|                              |   |
|------------------------------|---|
| 割当日                          | 平成 30 年 3 月 22 日  |
| 発行新株予約権数                     | 14,826 個  |
| 発行価額                         | 総額 26,998,146 円<br>(新株予約権 1 個当たり 1,821 円)   |
| 発行時における調達予定資金の額<br>(差引手取概算額) | 1,869,525,546 円   |
| 割当先                          | 遠南企業股分有限公司 (Compuone Technology Inc.)<br>(1,482,600 株)  |
| 募集時における発行済株式数                | 6,261,987 株   |
| 当該募集における潜在株式数                | 1,482,600 株   |
| 現時点における行使状況                  | 行使株式数 300,000 株<br>(残新株予約権数 1,182,600 株 行使価額 1,349 円)   |
| 現時点における調達した資金の額<br>(差引手取概算額) | 404,700,000 円   |
| 発行時における当初の資金使途               | ①当社孫会社 (株式会社マイニングワン) への貸付金<br>②当社子会社 (株式会社ビットワン) への増資<br>③当社孫会社 (BIT ONE HONG KONG LIMITED) への貸付金   |
| 発行時における支出予定時期                | ①当社孫会社 (株式会社マイニングワン) への貸付金 : 平成 30 年 4 月 ~ 平成 31 年 9 月<br>②当社子会社 (株式会社ビットワン) への増資 : 平成 30 年 3 月 ~ 平成 31 年 2 月<br>③当社孫会社 (BIT ONE HONG KONG LIMITED) への貸付金 : 平成 30 年 3 月 ~ 平成 31 年 2 月 |
| 現時点における資金の充当状況               | ①当社孫会社 (株式会社マイニングワン) への貸付金 : 194,874 千円<br>②当社子会社 (株式会社ビットワン) への増資 : 209,826 千円   |

11. 発行要項  
別紙参照

(別紙)

株式会社ビットワングループ  
第8回新株予約権発行要項

|                  |   |
|------------------|---|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式<br>完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。<br>なお、単元株式数は100株である。   |
| 申込期日             | 平成30年11月21日   |
| 割当日              | 平成30年11月21日   |
| 払込期日             | 平成30年11月21日   |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | <p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数1,400,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使時の払込金額   | <p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br/>各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」といいます。）は、金488円とする。</p>   |

### 3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

|  |  |
|--|--|
|  | <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他</p> <p>① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>     | <p>692,776,000円</p> <p>(注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>  |
| <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p> | <p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格<br/> 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、本表別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p>  |

|                              |   |
|------------------------------|---|
|                              | <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p> |
| 新株予約権の行使期間                   | 平成30年11月21日から平成33年11月20日までとする。（但し、本表別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。）  |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所<br/>株式会社ビットワングループ 管理部<br/>東京都新宿区四谷四丁目32番4号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所<br/>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所<br/>株式会社みずほ銀行 新橋支店<br/>東京都港区新橋二丁目1番3号</p>  |
| 新株予約権の行使の条件                  | 各本新株予約権の一部行使はできない。  |
| 自己新株予約権の取得事由及び取得の条件          | 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。     |
| 新株予約権の譲渡に関する事項               | 本新株予約権の当該権利の譲渡については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。   |
| 代用払込みに関する事項                  | 該当事項はありません。   |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項     | 該当事項はありません。   |

(注) 1. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権

の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る証券を発行しない。

4. その他

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。